

制 度 名	生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	主管課名	福祉人材・指導課 保護 G		
		問合せ先	029-301-3164		
目的・趣旨	生活困窮者を対象とした自立相談支援事業及び住居確保給付金の給付を実施するとともに、被保護者を対象とした就労支援事業を実施することで、生活困窮者及び被保護者の就労・自立を支援する。				
<p>[対象団体] 市</p> <p>[対象事業] ①自立相談支援事業 ②住居確保給付金の給付 ③被保護者就労支援事業 ④被保護者健康管理支援事業</p> <p>[補助要件等] 生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金交付要綱による。</p> <p>[対象経費] 生活扶助費等国庫負担金、医療扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金交付要綱による。</p> <p>[補助限度額等] 対象経費の 3/4</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金の直接事業		3/4	—	1/4	—
[令和 8 年度当初予算額] 別途国庫負担金協議による		[令和 8 年度補助対象団体] 日立市外 30 市を予定 (水戸市は中核市であるため対象外)			
[備考] 国から市への直接補助					